

フロン回収量の増大に向けた提案 — 家庭用エアコンからのフロン排出抑制について —

2026年3月27日(金)

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 フロン類対策ワーキンググループ
中央環境審議会 地球環境部会 フルオロカーボン対策小委員会
合同審議会(第1回)

(一財)家電製品協会

1. 概要
 - 1-1. 家電製品協会
 - 1-2. 家電リサイクル法
2. 家庭用エアコンの回収の現状・課題
 - 2-1. 回収率
 - 2-2. 回収量
 - 2-3. フロー推計
 - 2-4. 回収の課題
3. 家庭用エアコンの回収率増を図る直近の主な動き
4. 提案

1-1. 概要（家電製品協会）

(1) 家電製品協会

<沿革>

1973年 家電製品協議会発足（関連工業会の連絡会）

1980年 （財）家電製品等再資源化促進協会（廃家電の有効利用に関する研究）に家電製品協議会を吸収し、
（財）家電製品協会となる

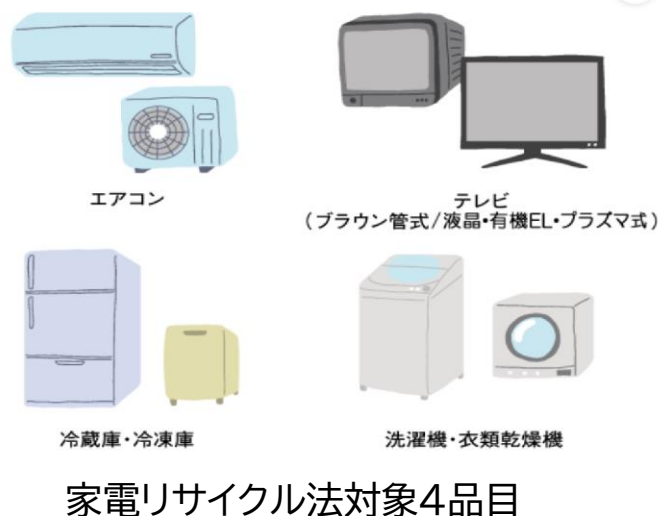
2012年 一般財団法人化し、（一財）家電製品協会となる

<業務内容>

家電リサイクル事業、家電製品の普及啓発・調査事業、資格審査認定事業etc.

(2) 指定取引場所・家電リサイクルプラント

2001年 家電リサイクル法本格施行と同時に設置



指定取引場所(全国319ヶ所)



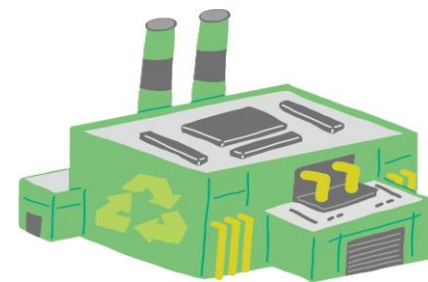
廃家電(4品目)の引取り
2024年度14,583千台

製造業者



メーカー義務の範囲

家電リサイクルプラント(全国46ヶ所)



廃家電(4品目)のリサイクル
再商品化(マテリアルリサイクル)
有害物質回収(フロン、水銀、PCB...)

1－2. 概要（家電リサイクル法）

(1) 家電リサイクル法で課された義務の一例

小売業者



・排出者からの引取義務

排出者から廃家電※の引取りを求められた場合、当該製品を引取らなければならない。

※家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）で、過去に販売した製品及び買替え時の同種製品の廃家電

・メーカーへの引渡義務

排出者から引取った廃家電を製造業者等（指定引取場所※）へ引き渡さなければならない。

※メーカーや家電製品協会が廃家電を収集・リサイクルするために全国に設けた回収拠点

製造業者



・使用済み家電の引取義務

小売業・市町村が収集した廃家電を引取らなければならない。

・再商品化の実施義務

引取った廃家電をリサイクルしなければならない。また品目ごとに設定された再商品化率※を達成しなければならない。

※使用済み家電から鉄、アルミ、銅などの有用な資源をどれだけリサイクルできたかを示す率

(2) 家電リサイクル法における家庭用エアコンのフロン回収の規定

・【法第18条2項】製造業者等は、前項に規定する再商品化等をするときは、政令で定める特定家庭用機器廃棄物ごとに、生活環境の保全に資する事項で合って、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項を実施しなければならない。

・【施行令第2条】特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。

2-1. 回収率_家庭用エアコンの回収の現状・課題

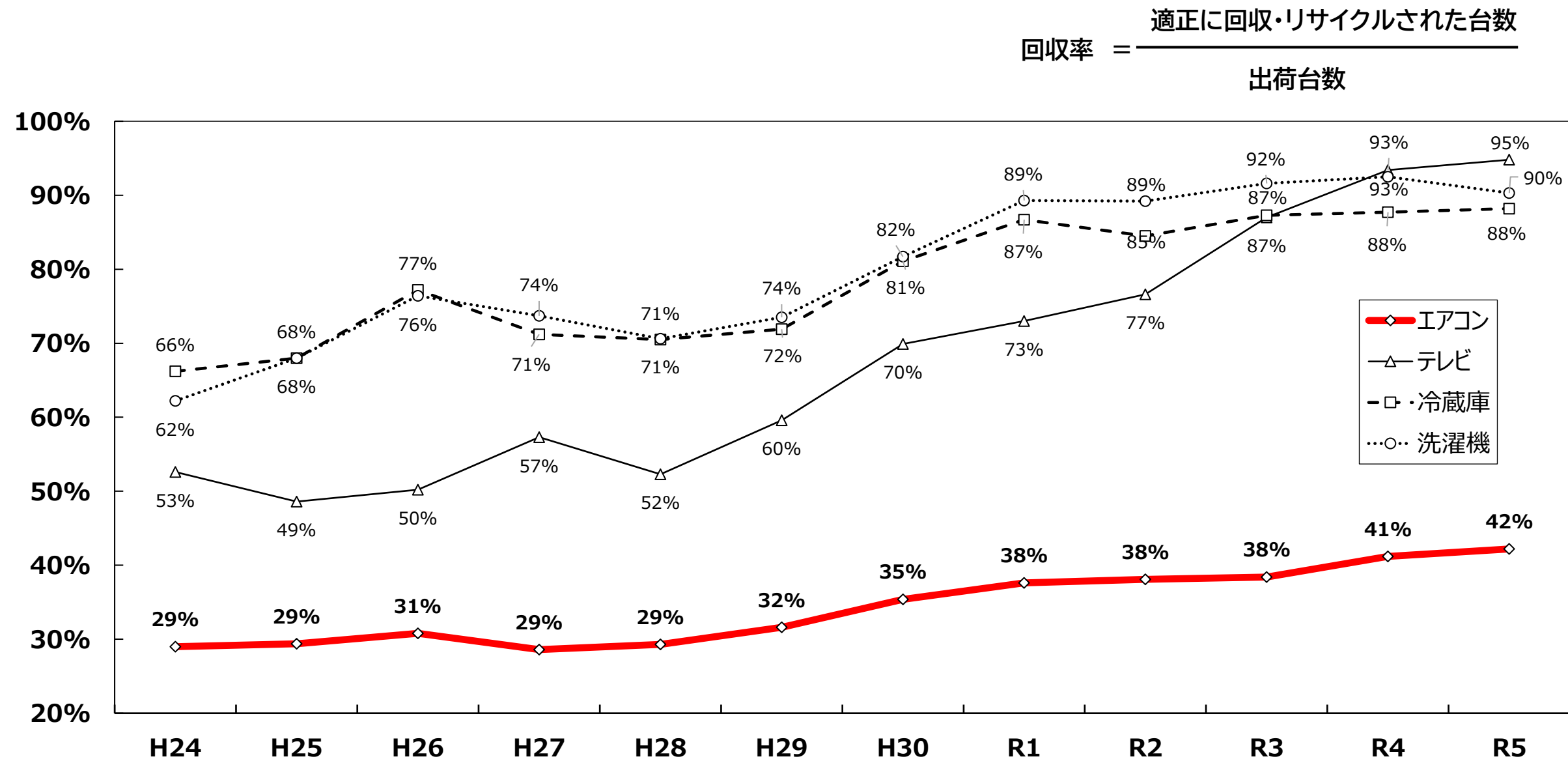


図. 特定家電4品目の回収率推移

2－2．回収量__家庭用エアコンの回収の現状・課題

表. 家庭用エアコンからの冷媒フロン回収状況(2024年度)

冷媒区分		冷媒番号	回収重量※2	再生又は再利用した重量	破壊重量
特定フロン		R-22	約479t	約429t	約44t
代替フロン		R-410A	約1,818t	約1,717t	約69t
		R-32	約287t	約236t	約44t
合計			約2,584t	約2,382t	約157t
※1参考: 第一種 特定製品	特定フロン	R-22	約1,456t	約563t	約892t
	代替フロン	R-410A	約2,411t	約1,195t	約1,216t
		R-32	約172t	約76t	約96t
	合計		約4,038t	約1,834t	約2,204t

※1 令和6年度再生・破壊報告を参照
※2 第一種特定製品由来の回収重量は、再生量と破壊量の合算値

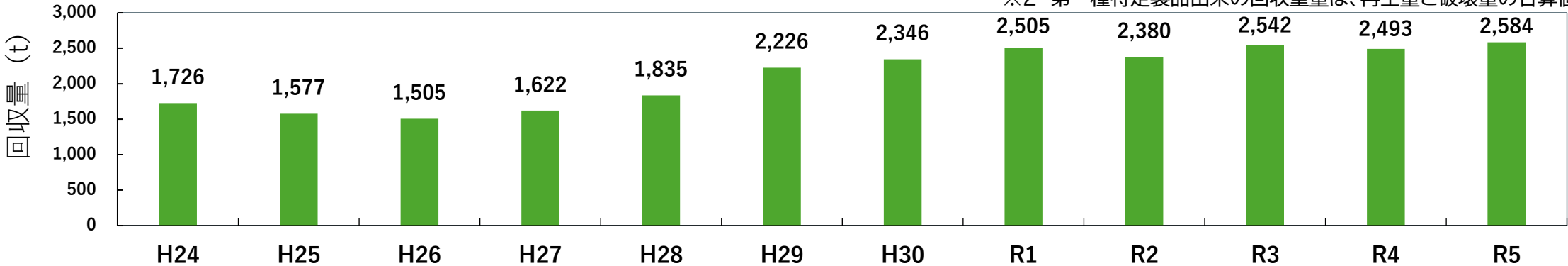


図. 家庭用エアコンからの冷媒フロン回収量推移

2-3. フロー推計_家庭用エアコンの回収の現状・課題

赤枠 はフロン未回収の疑いあり

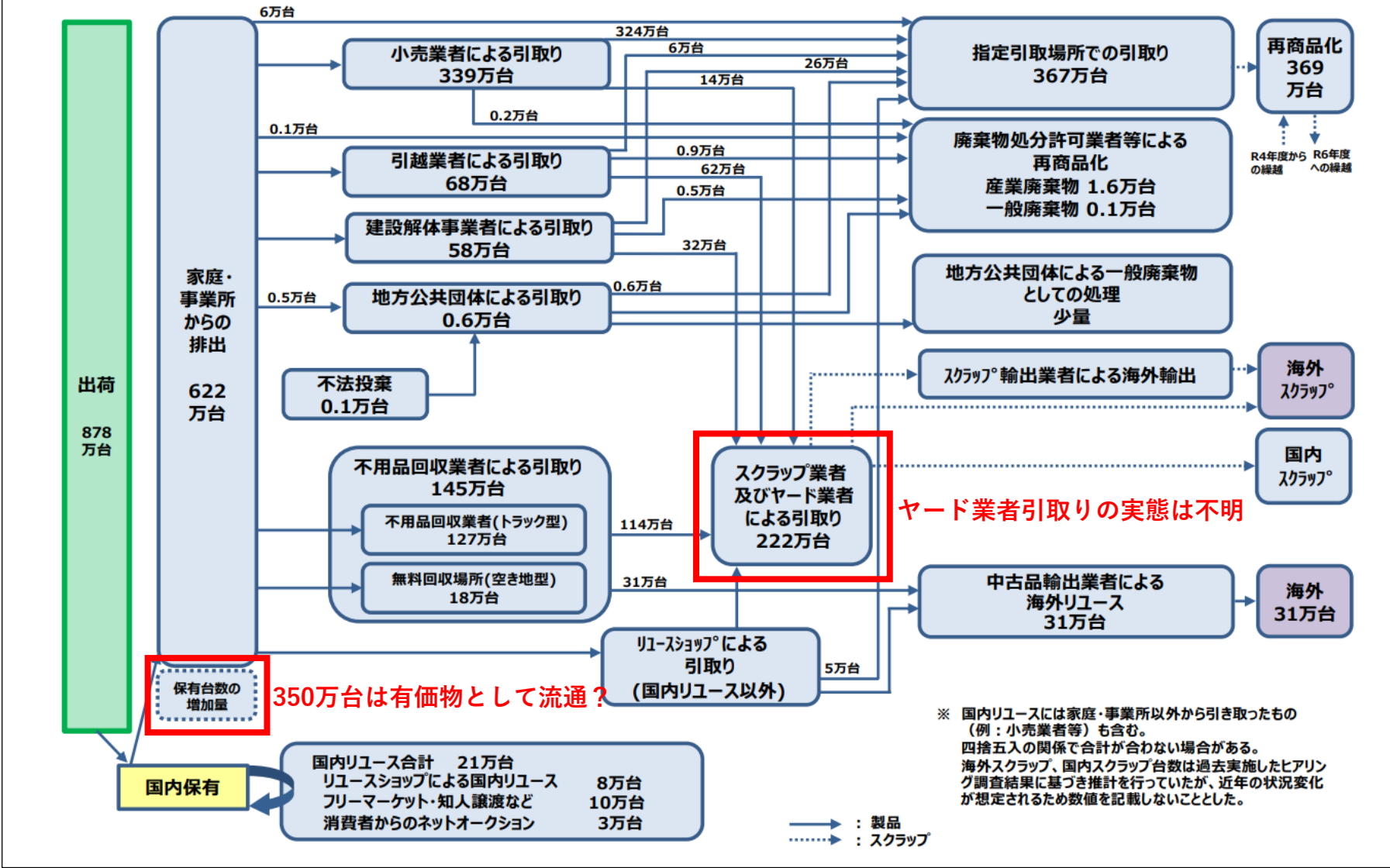


図. 家庭用エアコンの出荷から廃棄までのフロー

2－4．回収の課題__家庭用エアコンの回収の現状・課題

1.取り外し工事が必要(利用特性)

設置や取り外しについて専門的な技術が必要であるため、使用済みとなったとしても、消費者が自ら取り外し、搬出することが困難

2.資源価値が高い(性状)

資源価値が高いため、不適正に取り外して売却が可能(冷媒フロンが回収される可能性は低い。)

3.法律のすき間(排出特性)

小売業者に当たらない事業者(遺品整理業、解体業、工事業など)は一般廃棄物の収集運搬許可を持っていないことが多いと想定され、家電リサイクルの指定引取場所に運搬することが出来ないため、不法・不適正なルートに売却されていると想定

3. 家庭用エアコンの回収率増を図る直近の主な動き

(1)家電リサイクル法の基本方針改正

令和6年6月に家電リサイクル法の「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」が改正

＜主な改正内容＞

- ・基本方針にエアコン回収の取組推進を重点的に取り組むべきことを位置付け
- ・2030年までにエアコン回収率の目標値を53.9%以上と位置付け
- ・違法回収業者やヤード業者等に対して効果的な対策を実施する

(2)地球温暖化対策計画

令和7年2月に地球温暖化対策計画が策定。家庭用エアコンについての対策が設定。

＜主な内容＞

- ・2025年、2030年の適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減台数が設定
- ・2025年までに84万台、2030年までに156万台削減

(3)古物営業法施行規則の改正

令和7年10月より、エアコンディショナーの室外機(室外ユニット)について、取引金額にかかわらず本人確認義務と帳簿記載義務が義務化。

4. 提案

利用特性、性状、排出特性、これらによって、エアコンの回収が進まず、冷媒フロンが回収されないため、課題解決に向け、次の検討をお願いします。

<フロンみだり放出の厳罰化>

「フロン排出抑制法」のみだり放出禁止規定の対象に家庭用エアコンを追加し、フロンみだり放出に対して厳罰化を行うようお願い致します。

具体的には業務用冷凍空調機器と同様にフロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。